

意見募集を実施した際の政令案からの変更点

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案並びに脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令案に対する意見募集を実施した際の「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案」からの変更点は以下のとおりです。

	修正箇所	修正内容（下線部のとおり）	備考
1	制定文	「・・・の施行に伴い、 <u>並びに同法附則第二十六条並びに同法・・・</u> 」という形で追記する。	技術的修正
2	第一条（電気事業法施行令の一部改正）	改正後欄の第四条において、「 <u>法第二十八条の五十五第三項</u> の政令で定める額は、一兆千八百三十億円とする。」に修正する。	電気事業法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第45号）が令和6年3月6日に施行されたことに伴う修正
3	同条	第四十六条を第四十七条に改める。	技術的修正
4	第二条（原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律施行令の一部改正）	第二条の規定により改正する原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律施行令第四条第二項について、「前項において準用する第二条第一項の規定による延納について、 <u>法第十四条並びに法第十五条において読み替えて準用する法第八条第六項及び第七項並びに第九条の規定を適用する場合には、法第十四条中「各年度の六月三十日（その年度に実用発電用原子炉設置者等となった者にあつては、そのなった日の属する年度の翌年度の六月三十日）」とあるのは「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律施行令</u>	技術的修正

		<p>(平成十七年政令第二百十一号) 第四条第一項において準用する同令第二条第一項に規定する期限」と、「ならない。ただし、当該廃炉拠出金の額の二分の一に相当する金額については、各年度の十二月三十一日までに納付することができる」とあるのは「ならない」と、法第十五条において読み替えて準用する法第八条第六項中「同条の納期限」とあるのは「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律施行令(平成十七年政令第二百十一号) 第四条第一項において準用する同令第二条第一項に規定する期限(以下「延納期限」という。)」と、法第十五条において読み替えて準用する法第九条第一項中「第十四条の納期限」とあるのは「延納期限」と、「同条」とあるのは「第十四条」と、法第十五条において準用する法第九条第二項中「納期限」とあるのは「延納期限」とする。」に修正する。</p>	
5	<p>第四条 (地方公務員等共済組合法施行令の一部改正)</p>	<p>第四条の規定により改正する地方公務員等共済組合法施行令第三十九条第七号について、「<u>百七</u>」の傍線を削除する。</p>	<p>技術的修正</p>
6	<p>同条</p>	<p>第四条の規定により改正する地方公務員等共済組合法施行令第四十三条第七項第百四号について、「<u>百四</u>」の傍線を削除する。</p>	<p>技術的修正</p>
7	<p>第八条 (経過措置)</p>	<p>第二項について、「前項において準用する新再処理法施行令第二条第一項の規定による延納について、改正法附則第十条第一項並びに同条第三項において読み替えて準用する再処理法第八条第六項及び第七項並びに第九条の規定を適用する場合には、改正法附則第十条第一項中「経済産業省令で定めるところにより分割して、各年度の三月三十一日(令和六年度にあっては、経済産業大臣が定める日)」とあるのは「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和六年政令第 号) 第八条第一項において準用する原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律施行令(平成十七年政令第二百十一号) 第二条第一項に規定する期限」と、「ならない。ただし、廃炉推進業務の適正な実施に支障が生ずるおそれがないと認められる場合において、経済産業省令で定めるところにより、</p>	<p>技術的修正</p>

	<p>経済産業大臣の承認を受けたときは、承認を受けたところに従い、分割して支払うことができる」とあるのは「ならない」と、同条第三項において<u>読み替えて</u>準用する再処理法第八条第六項中「。以下この項及び次条第一項において「改正法」という。）附則第十条第一項」とあるのは「附則第十条第一項」と、「改正法附則第十条第一項本文の納期限（同項ただし書の規定による承認を受けた実用発電用原子炉設置者等にあつては、当該承認に係る納期限。次条第一項において同じ。））」とあるのは「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和六年政令第 号）第八条第一項において準用する原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律施行令（平成十七年政令第二百十一号）第二条第一項に規定する期限（以下「延納期限」という。））」と、改正法附則第十条第三項において<u>読み替えて</u>準用する再処理法第九条第一項中「改正法附則第十条第一項本文の納期限」とあるのは「延納期限」と、改正法附則第十条第三項において準用する再処理法第九条第二項中「納期限」とあるのは「延納期限」とする。」に修正する。</p>	
--	---	--

意見募集を実施した際の省令案からの変更点

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案並びに脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令案に対する意見募集を実施した際の「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令案」からの変更点は以下のとおりです。

	修正箇所	修正内容（下線部のとおり）	備考
1	第一条（電気事業法施行規則の一部改正）	改正後欄及び改正前欄の目次について、「 <u>第四十七条</u> 」に修正する。	技術的修正
2	同上	改正後欄及び改正前欄の目次の第三章第二節について、「第五款 認定高度保安実施設置者（第九十五条の二―第九十五条の十）」を追記する。	技術的修正
3	同上	改正後欄の第三条の十二第一項第八号について、「 <u>燃料又は電力の取引価格の変動</u> により当該小売供給に係る料金が変動する場合にあっては、その旨並びに当該小売供給に係る料金の変動の額の算出方法及び上限の有無」に修正する。	技術的修正
4	同上	改正後欄の第三条の十二第一項第十一号について、「 <u>第七号から前号までに掲げる当該小売供給を受けようとする者の負担となるものの全部又は一部を期間を限定して減免する場合にあっては、その内容</u> 」に修正する。	技術的修正
5	同上	改正後欄の第三条の十二第三項について、「 <u>小売電気事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を更新しようとする場合における法第二条の十三第一項の規定による説明は、第一項の規定にかかわらず、同項第十七号に掲げる事項について行えば足りるものとする。ただし、同号に掲げる事項のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。</u> 」に修正し、改正後欄及び改正前欄の同項について、「 <u>取次業者</u> 」に傍線を付す。	技術的修正

6	同上	改正後欄の第三条の十二第六項について、「 <u>第一項から前項までの説明</u> は、小売供給を受けようとする者の知識、経験及び当該小売供給契約を締結する目的に照らして、当該小売供給を受けようとする者に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならない。」に修正する。	技術的修正
7	同上	改正後欄の第三十三条の四第一号について、「一般送配電事業者において、兼職（法第二十二条の三第一項本文の規定により禁止される兼職をいう。）を行う者（以下この条において「兼職者」という。）が非公開情報（当該一般送配電事業者が営む託送供給及び電力量調整供給の業務に関する公表されていない情報であって、小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得るものをいう。 <u>以下この款において同じ。</u> ）を入手できないことを確保するための措置及び兼職者が当該一般送配電事業者が営む託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務のうち、小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得るものに参画できないことを確保するための措置を講じている場合」に修正する。	技術的修正
8	同上	改正前欄の第三十三条の四第一号について、「次条、第三十三条の九及び第三十三条の十五」に傍線を付す形に修正する。	技術的修正
9	同上	改正後欄の第三十三条の十四第二号について、改正前欄の対応箇所に注記として「新設」を加える。	技術的修正
10	同上	改正後欄の第三十三条の十五第一項第二号ハについて、「ロにおいて保存された記録について、イにおいて特定された者以外の者が非公開情報を入手したことがないかどうかを定期的に確認することが <u>できる</u> ものであること。」に修正する。	技術的修正
11	同上	改正後欄の第三十三条の十五第一項第三号ただし書について、「ただし、次に掲げるシステムであって、託送供給及び電力量調整供給の業務並びに再生可能エネルギー電気特措法第二条第五項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気特措法第二条の七第一項に規定する一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために非公開情報を取り扱うことができ	技術的修正

		ないものであることが確保されたものを特定関係事業者と共用することについては、この限りでない。」に修正する。	
12	同上	改正後欄の第三十三条の十五第一項第三号ロについて、「令和六年四月一日時点において特定関係事業者と共用しないものとするための措置を完了していないシステムであって、当該措置を適切に完了するために必要と認められる期間を経過していないもの」に修正する。	技術的修正
13	同上	改正後欄の第三十三条の十五第一項第六号について、「当該一般送配電事業者の従業者が託送供給及び電力量調整供給の業務その他その一般送配電事業の業務を実施するに <u>当たり</u> 遵守すべき規程並びにこれらの業務の方法及び手順に係るマニュアルの整備その他の当該従業者が当該業務を実施するに <u>当たり</u> 法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は約款若しくは業務規程その他の規則をいう。以下同じ。）に適合しない行為又は電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害する行為を行わないようにするための必要な措置を実施する管理部門、委員会その他の組織（以下「管理部門等」という。）を置くものであること。」に修正する。	技術的修正
14	同上	改正後欄の第三十三条の十五第一項第七号について、「管理部門等をして、当該一般送配電事業者の従業者が託送供給及び電力量調整供給の業務その他その一般送配電事業の業務を実施するに <u>当たり</u> 遵守すべき規程並びにこれらの業務の方法及び手順に係るマニュアルの整備その他の当該従業者が当該業務を実施するに <u>当たり</u> 法令等に適合しない行為又は電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害する行為を行わないようにするための必要な措置を実施させるものであること。」に修正する。	技術的修正
15	同上	改正後欄の第四十四条の四第一号について、「送電事業者において、兼職（法第二十七条の十一の三第一項本文の規定により禁止される兼職をいう。）を行う者（以下この条において「兼職者」という。）が非公開情報（当該送電事業者が営む振替供給の業務に関する公表されていない情報であって、小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得るものをいう。以下この節において同じ。）を入手できないことを確保するための措置及び兼職者が当該送電事業者が営む振替供給の	技術的修正

		業務その他の変電及び送電に係る業務のうち、小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得るものに参画できないことを確保するための措置を講じている場合」に修正する。	
16	同上	改正前欄の第四十四条の四第一号について、「次条、第四十四条の九及び第四十四条の十三」に傍線を付す形に修正する。	技術的修正
17	同上	改正後欄の第四十五条の二の十四第一号について、「配電事業者において、兼職（法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十二条の三第一項本文の規定により禁止される兼職をいう。）を行う者（以下この条において「兼職者」という。）が非公開情報（当該配電事業者が営む託送供給及び電力量調整供給の業務に関する公表されていない情報であって、小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得るものをいう。以下この節において同じ。）を入手できないことを確保するための措置及び兼職者が当該配電事業者が営む託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電及び配電に係る業務のうち、小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得るものに参画できないことを確保するための措置を講じている場合」に修正する。	技術的修正
18	同上	改正前欄の第四十五条の二の十四第一号について、「次条、第四十五条の二の二十及び第四十五条の二の二十四」に傍線を付す形に修正する。	技術的修正
19	同上	改正後欄の第四十五条の十五第一項第八号について、「燃料又は電力の取引価格の変動により当該小売供給に係る料金が変動する場合にあっては、その旨並びに当該小売供給に係る料金の変動の額の算出方法及び上限の有無」に修正する。	技術的修正
20	同上	改正後欄の第四十五条の十五第一項第十一号について、「第七号から前号までに掲げる当該小売供給を受けようとする者の負担となるものの全部又は一部を期間を限定して減免する場合にあっては、その内容」に修正する。	技術的修正
21	同上	改正後欄の第四十五条の十五第六項について、「第一項から前項までの説明は、小売供給を受けようとする者の知識、経験及び当該小売供給に関する契約を締結する目的に照らして、当該小売供給を受けようとする	技術的修正

		者に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならない。」に修正する。	
22	同上	改正前欄及び改正後欄の第四十五条の二十一の十二の見出しについて、(廃炉円滑化負担金の額の承認)に修正する。	技術的修正
23	同上	改正後欄の第四十五条の三十第一項について、「法第二十八条の四十九第一項の規定により整備等計画の認定を受けようとする者(次条において「認定申請者」という。)は、様式第三十一の二十九による申請書を、経済産業大臣に提出しなければならない。」に修正する。	技術的修正
24	同上	改正後欄の第四十五条の三十一第一項について、「経済産業大臣は、法第二十八条の四十九第一項の規定により整備等計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第三項の定めに照らしてその内容を審査し、当該整備等計画の認定をすることは、その提出を受けた日から原則として三月以内に、認定申請者に様式第三十一の三十による認定書を交付するものとする。」に修正する。	技術的修正
25	同上	改正後欄の第四十五条の三十一第二項について、「経済産業大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十一の三十一による通知書を認定申請者に交付するものとする。」に修正する。	技術的修正
26	同上	改正後欄の第四十五条の三十二第三項について、「経済産業大臣は、前項の変更申請書の提出を受けた場合において、速やかに法第二十八条の五十第四項において準用する法第二十八条の四十九第三項の定めに照らしてその内容を審査し、変更の認定の申請のあった認定整備等計画の変更の認定をすることは、その提出を受けた日から原則として三月以内に、変更申請者に様式第三十一の三十五の認定書を交付するものとする。」に修正する。	技術的修正
27	同上	改正後欄の第四十五条の三十二第五項について、「経済産業大臣は、第三項の変更の認定をしたときは、様式第三十一の三十七により、当該変更の認定について、次に掲げる事項を公表するものとする。」に修正する。	技術的修正

28	同上	改正後欄の第四十五条の三十四第二項について、「経済産業大臣は、認定整備等計画の認定を取り消したときは、様式第三十一の四十により、 <u>当該取消しの日付並びにその認定を取り消した整備等計画認定番号及び一般送配電事業者又は送電事業者の名称を公表するものとする。</u> 」に修正する。	技術的修正
29	同上	改正後欄及び改正前欄の条番号を第四十六条に修正する。	技術的修正
30	同上	様式第 31 の 4 及び様式第 31 の 6 について、「 <u>蓄電用の電気工作物</u> 」に修正する。	誤字の修正
31	第二条（原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律施行規則の一部改正）	第十五条及び第十六条をそれぞれ第二十八条及び第二十九条に改正する。	技術的修正
32	同上	様式第 6 について、「住所」の文字列の位置を修正する。	技術的修正
33	同上	様式第 7 について、「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律第 12 条第 2 項の規定に基づき、 <u>下記のとおり届け出ます。</u> 」に修正する。	誤字の修正
34	第三条（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部改正）	改正後欄の第二十一条第一項について、「一般送配電事業者又は送電事業者は、法第二十八条第三項の規定による届出をするときは、様式第十の二による届出書を推進機関に届け出るものとする。」に修正する。	技術的修正
35	同上	改正後欄の第二十一条第二項について、「認定整備等事業者は、法第二十八条の二第二項において準用する法第二十八条第三項の <u>規定による</u> 届出をするときは、様式第十の三による届出書を推進機関に届け出るものとする。」に修正する。	技術的修正
36	同上	改正後欄の第二十三条第三項について、「特定系統設置交付金の交付期間は、系統電気工作物の工事を開始した日の属する年度から起算して <u>当該系統電気工作物を使用する日の前日の属する年度までの期間</u> とする。」に修正する。	技術的修正
37	第四条（電気関係報告規則の一部改正）	様式第二第三表について、残渣油（アスファルト）の単位を「k1」に修正する。	誤字の修正

38	同上	様式第二第三表について、石炭、木質バイオマスの仕切り線を点線に修正する。	技術的修正
39	第五条（電気事業会計規則の一部改正）	改正前欄及び改正後欄の目次の第三節について、「資本的支出と収益的支出との区分（第十二条・第十三条）」に修正する。	技術的修正
40	同上	改正前欄及び改正後欄の附則第一項から附則第三項まで及び附則第四項について各号列記以外の部分を追記する。	技術的修正
41	同上	改正前欄の附則第五項から第七項までについて [略] を追記する。	技術的修正
42	同上	改正後欄の別表第一のうち「（５）流動負債」の表中、科目欄「買掛金」・項欄「他社購入電力料」の備考欄について、「 <u>地帯間電力融通契約以外の契約によつて購入した電気の料金及び非化石証書の代金、他社電気相当量売買契約によつて購入した新エネルギー等電気相当量の代金並びに推進機関が行う法第 28 条の 40 第 1 項第 5 号に規定する業務の実施のために支払う対価の未払分を整理する。</u> 」に修正する。	技術的修正
43	同上	改正前欄の別表第一のうち「（５）流動負債」の表中、科目欄「買掛金」・項欄「他社購入電力料」の備考欄について、「及び」の点線を削除し、「の代金並びに」に点線を追加する。	技術的修正
44	同上	改正後欄の別表第一のうち「（５）流動負債」の表中、科目欄「預り金」の項欄に「再エネ特措法交付金相当額積立金」を、備考の欄に「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 15 条の 6 第 3 項の規定により認定事業者から預かった交付金相当額積立金を整理する。」を加え、改正前欄の対応箇所に注記として「新設」を加える。	技術的修正
45	同上	改正前欄の別表第一のうち「（５）流動負債」の表中、科目欄「預り金」・項欄「再エネ特措法解体等積立金」の備考欄に「 <u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 15 条の 6 第 4 項の規定により認定事業者から預かった解体等積立金を整理する。</u> 」を追記し、改正後欄の対応箇所に「 <u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第 15 条の 12 第 4 項の規定により認定事業者から預かった解体等積立金を整理する。</u> 」を追記する。	技術的修正

46	同上	<p>改正前欄の別表第一のうち「(5) 流動負債」の表中、科目欄「関係会社短期債務」・項欄「預り金」の備考欄に「関係会社から預かった託送供給等約款、特定小売供給約款、最終保障供給約款、離島等供給約款及び交渉により合意した料金その他の供給条件による小売供給契約の定めるところによる保証金並びに再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第 15 条の 6 第 4 項の規定により認定事業者から預かった解体等積立金」を追記し、改正後欄の対応箇所「関係会社から預かった託送供給等約款、特定小売供給約款、最終保障供給約款、離島等供給約款及び交渉により合意した料金その他の供給条件による小売供給契約の定めるところによる保証金、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第 15 条の 6 第 3 項の規定により認定事業者から預かった交付金相当額積立金並びに同法第 15 条の 12 第 4 項の規定により認定事業者から預かった解体等積立金」を追記する。</p>	技術的修正
47	同上	<p>改正後欄の別表第一のうち「(16) 営業収益」の表中、科目欄「他社販売電力料」・項欄「他社販売電源料」の備考欄について、「地帯間販売電力料」以外で、小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者、発電事業者、みなし小売電気事業者及びみなし登録特定送配電事業者に対して販売した電気（事業の用に供するための電気に限る。）の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）、卸電力取引所を介して販売した電気及び非電気事業用電気工作物を設置する者に対して販売した電気の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）のうち電源に係る料金、事業者又は事業者以外の者に対して販売した新エネルギー等電気相当量の代金、法第 2 条第 1 項第 15 号の 2 に規定する特定卸供給を行う事業を営む者との間に締結した契約に基づく需要の抑制によつて生じた電気の対価として得た調整金及び推進機関が行う法第 28 条の 40 第 1 項第 5 号に規定する業務の実施のために得た対価を整理する。」に修正する。</p>	技術的修正
48	同上	改正前欄の目次の第五章について、「四」の左側の点線を削除する。	技術的修正

49	同上	改正前欄の附則第四項第一号について、点線部を「送電用」のみとする。改正後欄の附則第四項第一号について、点線部を「蓄電用、送電用」のみとする。	技術的修正
50	同上	改正後欄の別表第一のうち「(1) 固定資産」の表中、科目欄「使用済燃料再処理関連加工仮勘定」の備考について、「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成 17 年法律第 48 号。以下「再処理法」という。）第 5 条第 2 項に規定する再処理等抛出金のうち同法第 2 条第 4 項第 1 号に規定する再処理関連加工に係るものを整理する。」に修正する。	技術的修正
51	同上	改正前欄及び改正後欄の別表第一のうち、「(4) 固定負債」の表中、項の「略」を削除する。	技術的修正
52	同上	改正前欄及び改正後欄の別表第一のうち、「(10) 営業費用」の表中、科目の順並びに項及び備考の記載を修正する。	技術的修正
53	同上	改正前欄及び改正後欄の別表第二第一表の記載を修正する。	技術的修正
54	第八条（みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則の一部改正）	改正前欄の第三条第二項について、「次の各号に掲げる営業費項目の額は、別表第一第一表により分類し、それぞれ当該各号に掲げる方法により算定した額とする。」に修正する。	技術的修正
55	同上	改正前欄及び改正後欄の第四条について「5・6 [略]」を追記する。	技術的修正
56	同上	改正前欄及び改正後欄の第二十七条について「2・3 [略]」を追記する。	技術的修正
57	同上	改正前欄及び改正後欄の第三十三条第二項について「一 [略]」を追記する。	技術的修正
58	同上	改正後欄の別表第一第一表の「使用済燃料再処理等抛出金費」の期間原価等項目の備考について、「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉法炉の推進に関する法律（平成 17 年法律第 48 号。以下「再処理法」という。）第 5 条第 2 項に規定する抛出金（同法第 2 条第 4 項第 1 号に規定する再処理関連加工に係る抛出金を除く。）を整理する。」に修正する。	技術的修正

59	同上	改正後欄の別表第一第一表の「廃炉拠出金費」の期間原価等項目の備考について、「再処理法第 11 条第 2 項に規定する廃炉拠出金を整理する。」に修正する。	技術的修正
60	同上	改正前欄及び改正後欄の別表第一第一表の終りから一行目の備考について、「[略]」を削除する。	技術的修正
61	同上	「様式第一第一表使用済燃料再処理等拠出金発電費の項目中「使用済燃料再処理等拠出金発電費」を「使用済燃料再処理等拠出金費」に改め、同表原子力発電施設解体費の項目中「原子力発電施設解体費」を「廃炉拠出金費」に改める。」に修正する。	技術的修正
62	同上	「様式第二第一表を次のように改める。」に修正する。	技術的修正
63	同上	「様式第三、様式第五及び様式第五の二中「使用済燃料再処理等拠出金発電費」を「使用済燃料再処理等拠出金費」に、「原子力発電施設解体費」を「廃炉拠出金費」に改める。」に修正する。	技術的修正
64	第九条（使用済燃料再処理機構に関する省令の一部改正）	「次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。」と修正する。	技術的修正
65	同上	改正前欄の第八条について「機構の役員は、法第三十五条ただし書きの規定による承認を受けようとするときは、様式第六による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。」と修正し、改正後欄の第八条について「機構の役員は、法第四十三条ただし書の規定による承認を受けようとするときは、様式第六による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。」と修正する。	技術的修正
66	第十一条（使用済燃料再処理機構の財務及び会計に関する省令の一部改正）	改正後欄の第二条第二項第三号について「法第四十九条第三号から第七号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務に係る経理」と修正する。	技術的修正
67	同上	第十八条について、新欄の配字を修正する。	技術的修正
68	第十二条（一般送配電事業者による託送供給等に	改正後欄の第六条について、「一般送配電事業者は、制御不能費用項目として、減価償却費（規制期間初年度の前年度三月三十一日時点で貸借	技術的修正

<p>係る収入の見通しに関する省令の一部改正)</p>	<p>対照表に計上される見込みの固定資産に対する減価償却費に限り、電源線に係る費用を除く。以下この条において同じ。)、退職給与金(規制期間初年度の前々年度三月三十一日時点で発生している数理計算上の差異に対する償却額に限る。以下この条において同じ。)、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理等に係る費用、賃借料(道路占用料、水面使用料、線路使用料、共架料、電柱敷地料、線下補償料、河敷料、占用関係借地料その他の法令及び国のガイドラインに準じて単価が設定される費用に限る。以下この条において同じ。)、諸費(受益者負担金、推進機関の会費(特別会費を含む。))及び災害等扶助拠出金(法第二十八条の四十第二項第一号の規定により災害等からの復旧に関する費用の一部に充てるための交付に係る拠出金をいう。以下同じ。))に限る。以下この条において同じ。)、貸倒損、振替損失調整額(一般送配電事業者の供給区域内において小売電気事業、一般送配電事業及び特定送配電事業の用に供するための電気並びに法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気であって、当該一般送配電事業者の供給区域以外の地域において維持し、及び運用されている発電等用電気工作物の発電又は放電に係るものを当該一般送配電事業者が受電する場合に発生する振替損失電力量の調整に要する費用をいう。以下同じ。)、インバランス収支過不足額(電気事業託送供給等収支計算規則(平成十八年経済産業省令第二号)第二条第一項の規定に基づき作成されたインバランス等収支計算書におけるインバランス等取引利益又はインバランス等取引損失をいう。以下同じ。)、電源開発促進税、事業税、雑税、法人税等、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金、固定資産税(規制期間初年度の前年度三月三十一日時点で貸借対照表に計上される見込みの固定資産に対する税額に限る。以下この条において同じ。)、調整力の確保に要する費用(法第二十八条の四十第一項第五号に規定する推進機関の業務に応じて供給能力を確保するため及び供給能力の確保を促進するために要する費用(将来の一定期間における電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力が不足することが明らかになった場合に推進機関が実施する入札等に係る費用を除く。))、その発電等設備以外の発</p>	
-----------------------------	--	--

		電等設備の発電又は放電に係る電気を受電することなく発電し、又は放電することができる発電等設備等の調達に係る費用、電気の電圧の値の維持の用に供するための発電等設備等の調達に係る費用及び最終保障供給に係る利益又は損失をいう。以下この条において同じ。)及び再給電に要する費用(一般送配電事業者の供給区域内の送電設備の送電容量等の制限により電力の受渡しができないと見込まれる場合に、当該一般送配電事業者が調整電源等(一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第二十七条第一項第一号に規定する調整電源等をいう。以下同じ。)の一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第二十七条第一項第一号に規定する上げ調整指令及び下げ調整指令により、当該制限を解消するのに要する費用をいう。以下同じ。)であって一般送配電事業等に係るものの額を算定し、その合計額(離島等供給に係る費用を除く。)として制御不能費用を算定しなければならない。」に修正する。	
69	同上	改正後欄の別表第1第1表収入上限を構成する項目分類表の備考欄について、「 <u>将来の一定期間における電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力が不足することが明らかになった場合に</u> 推進機関が実施する入札等に係る費用を除く。」に修正する。	技術的修正
70	同上	改正前欄の第六条及び別表第1第1表収入上限を構成する項目分類表の備考欄について、「 <u>需要に対する供給力が不足することが明らかになった後に</u> 」に下線を追加する。	技術的修正
71	附則第三条(電気事業法施行規則の一部改正に伴う経過措置)	「 <u>第一条の規定による改正後の電気事業法施行規則(以下この条から附則第五条までにおいて「新施行規則」という。)</u> 第三条の十二の規定は、 <u>施行日以後に行われる電気事業法(昭和三十九年法律第七十号。以下この条から附則第五条までにおいて「法」という。)</u> 第二条の十三第一項の規定による説明及び同条第二項の規定による書面の交付について <u>適用し、施行日前に行われた当該説明及び書面の交付については、なお従前の例による。</u> 」に修正する。	御意見を踏まえ修正
72	附則第四条(電気事業法施行規則の一部改正に伴う経過措置)	「 <u>新施行規則第四十五条の十五の規定は、施行日以後に行われる法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第一項の規定による説明及び法第二十七条の二十六第三項において読み</u>	御意見を踏まえ修正

		替えて準用する法第二条の十三第二項の規定による書面の交付について適用し、 <u>施行日前に行われた当該説明及び書面の交付については、なお従前の例による。</u> 」に修正する。	
73	附則第七条（電気事業会計規則の一部改正に伴う経過措置）	第一項について、「この省令の施行の際現にその実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉をいう。）に係る廃炉（脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十四号。以下「改正法」という。）第三条の規定による改正後の原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律（以下「新再処理法」という。）第二条第五項に規定する廃炉をいう。）の実施に必要な費用に充てるため電気事業法第二十七条の二十九において準用する同法第二十七条の三の規定による経済産業大臣の命令に基づき積み立てた引当金がある新再処理法第二条第八項に規定する実用発電用原子炉設置者等（以下「対象発電事業者」という。）は、改正法附則第十条第一項の規定により支払う金銭の総額を未払廃炉拠出金として計上し、その額を費用として計上しなければならない。ただし、この省令の施行に伴って資産除去債務の取崩しを行う対象事業者にあつては、 <u>取り崩した額</u> を当該費用から控除することができる。」に修正する。	技術的修正
74	附則第十条（改正法附則第十条第一項本文の規定による支払）	第一項について、「経済産業大臣は、改正法附則第十条第一項本文に規定する額及び同項本文に規定する日を定めたときは、速やかに、その旨を同項本文に規定する実用発電用原子炉設置者等（以下この条及び次条において単に「実用発電用原子炉設置者等」という。）に <u>附則様式第一</u> により通知するものとする。」に修正する。	技術的修正
75	附則第十一条（改正法附則第十条第一項ただし書の承認の申請）	第一項について、「改正法附則第十条第一項ただし書の承認を受けようとする実用発電用原子炉設置者等は、 <u>附則様式第二</u> による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。」に修正する。	技術的修正

76	同上	第三項について、「経済産業大臣は、前項の承認をしたときは、速やかに、 <u>附則様式第三</u> の通知書により、その旨を当該申請をした実用発電用原子炉設置者等及び機構に通知しなければならない。」に修正する。	技術的修正
77	附則様式第一	「様式1」を「 <u>附則様式第1</u> 」に修正し、附則第十一条の後ろに来るように順番を修正する。	技術的修正
78	附則様式第二	「様式第2」を「 <u>附則様式第2</u> 」に修正し、「1. 様式第1の通知に定める支払金銭総額」を「1. <u>附則様式第1</u> の通知に定める支払金銭総額」に修正する。	技術的修正
79	附則様式第三	「様式第3」を「 <u>附則様式第3</u> 」に修正し、「1. 様式第1の通知に定める支払金銭総額」を「1. <u>附則様式第1</u> の通知に定める支払金銭総額」に修正する。	技術的修正